

学校給食における食物アレルギー対応実施要綱

平成 26 年 3 月 19 日教育長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、学校給食における食物アレルギー対応(以下「食物アレルギー対応」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(対象児童生徒)

第 2 条 食物アレルギー対応の対象となる児童生徒は、次に定めるものとする。

- (1) 医師の診断により、食物アレルギーと診断された者
- (2) 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(第 3 号様式。以下「生活管理指導表」という。)が保護者から学校へ提出され、校長が学校における管理、配慮が必要とされた者

(食物アレルギー対応の方法等)

第 3 条 食物アレルギー対応の方法は、次のとおりとする。

- (1) 詳細な献立表対応
献立に使用される食物のアレルゲン含有に関する情報を表示した詳細な献立表を作成し、配付することをいう。
- (2) 弁当対応
給食の代わりに家庭より弁当を持参することをいう。
- (3) 除去食対応
通常の給食を基本に、アレルゲンとなる食物を除去した除去献立を作成し、給食として提供することをいう。
- (4) 代替食対応
通常の給食とは別に、アレルゲンとなる食物に代わる食材を補って代替献立を作成し、給食として提供することをいう。

2 前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する食物アレルギー対応の対象となるアレルゲンは、原則として法律で表示の義務が示されているえび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生の 9 品目(以下「9 品目」という。)とする。

3 前項の規定に関わらず、調理場において人員及び施設設備環境の限界を超え、献立及び調理の安全が確保できないと判断される場合は、第 1 項第 3 号及

び第4号の対応については、9品目のうち対応可能な品目を限定すること、又は対応を実施しないことができるものとする。

- 4 校長は、第1項第3号及び第4号の実施が困難なときは、保護者に対して第1項第2号を指示できるものとする。

(自己管理喫食)

第4条 学校は、食物アレルギーを有する児童生徒が自己管理により給食を喫食するときは、誤食等の事故が無いよう細心の注意を払わなければならない。

(情報収集)

第5条 校長は、児童生徒の食物アレルギー有無の実態を把握するために、入学説明会等で教育委員会が事前に配布した「学校給食における食物アレルギー調査票(新1年生用)(第1号様式)」を回収、又は必要に応じて「学校給食における食物アレルギー調査票」(第1号様式の2)を配付・回収し、情報の収集を行うものとする。

(申請及び決定)

第6条 校長は、食物アレルギー対応を希望する保護者に対し、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新1年生用)(新規)」(第2号様式。以下「実施申請書(新1年生用)」という。)又は「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続・変更)」(第2号様式の2。以下「実施申請書(新規・継続・変更)」という。)に生活管理指導表を添付して提出するよう求めるものとする。

- 2 校長は、前項の実施申請書(新1年生用)又は実施申請書(新規・継続・変更)を受理したときは、「食物アレルギー対応食面談調書」(第4号様式)に沿って保護者と個別面談を行い、その必要性を審査し、「食物アレルギー個別取組プラン」(第5号様式。以下「個別取組プラン」という。)を作成するものとする。
- 3 校長は、学校内に設置するアレルギー対応委員会を開催し、食物アレルギー対応の必要性及び対応策を検討し、個別取組プランの決定及び「緊急時個別対応票(症状チェックシート)」(第8号様式)を作成するものとする。
- 4 校長又は給食センター所長は、保護者に「学校給食における食物アレルギー対応決定通知書」(第6号様式)を作成して通知するものとする。
- 5 校長は教育委員会に「食物アレルギー個別対応報告書」(第7号様式)を作成し提出しなければならない。

- 6 食物アレルギー対応が実施されるにあたり、学校、保護者及び教育委員会は連絡を密にし、誤食事故等のないよう細心の注意を払い、万全を期するよう努めなければならない。
- 7 第3項において決定された内容は、対応開始の日から次年度の5月31日までを有効期限とする。継続して食物アレルギー対応を希望する保護者は、第1項に掲げる書類を、児童生徒の進級後に改めて学校へ提出しなければならない。
- 8 食物アレルギーを有する児童生徒が、進学又は転校により担当する調理場が変わる場合、第3項において決定された内容はその日をもって終了する。ただし、市内の市立学校に進学又は転校する場合、校長は、進学又は転校先の校長に、食物アレルギー対応の実施内容について申し送りをしなければならない。
(変更又は中止)

第7条 生活管理指導表の内容に変更が生じる場合は、対象とする食品を減ずる場合を除き、「学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続・変更)」(第2号様式の2。以下「実施申請書(新規・継続・変更)」という。)に生活管理指導表を添付して、学校へ提出しなければならない。

- 2 学校は前項の実施申請書(新規・継続・変更)を受理したときは、対象とする食品を減ずる場合を除き、保護者と面談を行い、その内容を審査するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- 3 食物アレルギー対応の中止を希望する保護者は「学校給食における食物アレルギー対応申請書(解除)」(第2号様式の3。以下「実施申請書(解除)」という。)を学校へ提出しなければならない。
- 4 学校は前項の実施申請書(解除)を受理したときは、必要に応じて保護者と面談を行い、その内容を審査するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。

(様式)

第8条 この要綱による次の表の様式は、教育長が定める。

様式	文書名	関連条項
第1号様式	学校給食における食物アレルギー調査票(新1年生用)	第5条
第1号様式の2	学校給食における食物アレルギー調査票	第5条
第2号様式	学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新1年生用)(新規)	第6条
第2号様式の2	学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(新規・継続・変更)	第6条

第2号様式の3	学校給食における食物アレルギー対応実施申請書(解除)	第7条
第3号様式	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	第6条
第4号様式	食物アレルギー対応食面談調書	第6条
第5号様式	食物アレルギー個別取組プラン	第6条
第6号様式	学校給食における食物アレルギー対応決定通知書	第6条
第7号様式	食物アレルギー個別対応報告書	第6条
第8号様式	緊急時個別対応票(症状チェックシート)	第6条

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月19日教育長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年11月1日教育長決裁)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則 (令和5年10月10日教育長決裁)

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

付 則 (令和6年2月21日教育長決裁)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

付 則 (令和6年5月2日教育長決裁)

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

付 則 (令和6年12月17日教育長決裁)

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

付 則 (令和7年10月3日教育長決裁)

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

付 則 (令和8年7月16日教育長決裁)

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。